

## 全喪の適正な処理

### 1. 問題点

- 全喪届は、事業主が適用事業所に係る解散、休業、合併等に際して提出するもの。
- 会計検査院は、平成12年度決算検査報告（平成13年11月30日）において、休業を理由とする全喪届が提出された事業所の中には、
  - ① 全喪処理後も引き続き事業を継続したもの
  - ② 全喪処理後も短期間で事業を再開したものがある旨を改善処置要求事項として指摘。

＜参考＞ 政府管掌健康保険又は厚生年金保険に係る新規適用届及び全喪届の処理件数の推移

（単位：件）

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
新規適用届	118,008 (20.7%)	60,810 (▲48.5%)	57,900 (▲4.8%)	61,287 (5.8%)	57,015 (▲7.0%)
全喪届	71,397 (21.2%)	79,516 (11.4%)	73,603 (▲7.4%)	76,723 (4.2%)	87,199 (13.7%)

（注）括弧内は、対前年度比伸び率。

（注）各計数は、新規適用届又は全喪届を入力した後にそれを取り消した件数を含む。

## 2. 対策

- 解散や休業を理由とする全喪の処理については、一層の適正化が図られるよう、次に掲げる対策を実施。
  - (1) 全国社会保険事務所長会議（平成14年10月）において、解散や休業を理由とする全喪届を受け付けるに際しての調査確認方法を提示。具体的には、
    - ① 全喪の事由に関して詳細に事情を聴取するとともに、雇用保険適用事業所廃止届の写し等の添付を求めることにより、事業が継続していないことを確認すること
    - ② 保険料の収納状況を確認すること
    - ③ 事業を継続している疑いがある事業所に対して実地調査を行うこと等を指導。
  - (2) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正により、適用事業所に該当しなくなった場合の届出を規定する方向で検討中。

## 医療費通知の拡充

### 1. 趣旨

- 被保険者に対する情報提供の更なる充実を図るため、医療費通知を拡充。

### 2. 内容

- 医療費通知の対象となるレセプトの範囲を拡大。

	現行	見直し後
対象	年間のレセプトのうち おおむね2ヶ月相当分	おおむねすべてのレセプト
回数	特定の1か月のレセプトに係る 通知書を年2回送付	特定の6か月のレセプトに係る 通知書を年2回送付
内容	診療年月、医療機関等の名称、診療実日数、医療費の額等を記載	
方法	世帯単位で作成して事業主を通じて被保険者に配布	

(注) 受診後医療費通知書送付前に被保険者資格を喪失した者に係るレセプト等を医療費通知の対象より除外する取扱いは、従来どおり。

- その際、いずれの適用事業所についていずれの時期に通知書を送付するかについては、各レセプト点検事務センターにおいて、業務量等を勘案して決定。

### 3. 実施時期

- 平成15年9月以降に順次実施。

## 被保険者証のカード化

### 1. 当面の対応

- 健康保険等の被保険者証については、被保険者等の利便性等を図る観点から、中央社会保険医療協議会の了承（平成12年12月）を得て、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第12号）の施行（平成13年4月）により、被保険者のみに世帯単位で交付する紙の様式に代えて、被扶養者も含めて個人単位で交付するカードの様式を導入。被保険者証の更新時期や財政状況を考慮し、各保険者において順次実施。

（注） カードの様式においても、紙の様式と同様に、被保険者証の記号及び番号、被保険者又は被扶養者の氏名、事業所の名称及び所在地等を券面に記載。なお、カードの様式の導入に伴い、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）の一部改正により、保険医療機関が被保険者証に所定の事項（＝療養給付記録）を記入する義務を廃止。

- 政府管掌健康保険においては、平成15年10月以降を目途に順次実施する予定の被保険者証の更新に合わせ、被保険者証のカード化を実施する予定。その媒体としては、プラスチックカードを採用する予定。

（注） 仮にプラスチックカード以外の媒体を採用すると、新規のシステムの開発を必要とするため、平成15年度中に被保険者証のカード化を実施することは、不可能。

○ なお、磁気ストライプカードを採用しない理由は、次のとおり。

- ① 被保険者証の媒体として磁気ストライプカードを採用することは、被保険者証を磁気ストライプカードに固定化し、政府として推進するＩＣカードの普及を阻害するおそれがあるのではないか、との指摘があつたこと。
- ② 市町村国民健康保険の被保険者証のカード化については、住民基本台帳カードの活用、単独ＩＣカードの発行等に関する運用上の問題点を整理するとともに、住民基本台帳カードの動向等を見極める必要があり、その方向を決定するために一定の時間を必要とすること。仮に、被保険者証の媒体としてＩＣカードを採用する市町村国民健康保険が大勢を占めるに至ると、保険医療機関において、磁気ストライプカード及びＩＣカードの双方の読み取り装置を設置するなど、二重投資を生じてしまうこと。

## 2. 将来に向けた検討

- 被保険者証カードの高機能化については、ＩＣカードの価格の推移、公的分野におけるＩＣカード（住民基本台帳カード等）の普及状況、被保険者証のカード化をめぐる市町村国民健康保険の動向等を踏まえ、平成18年度以降、ＩＣカードの採用を検討する予定。
- あわせて、レセプト点検調査の中で、被保険者資格喪失後の受診等を理由として、多数のレセプトを保険医療機関に返戻している現状を抜本的に改善するため、平成17年度以降、保険医療機関の窓口で患者の受診資格の有無を即時に確認することが可能となるよう、資格確認システム（仮称）を導入する予定。

# 健康保険の被保険者証の様式

## 被保険者用

◀ (被保険者)		平成 年 月 日交付
健 康 保 険 被 保 険 者 証		
記号	番号	
氏名		
性別		
生 年 月 日	年 月 日	
資格取得年月日	年 月 日	
事業所所在地		
事業所名称		
保険者所在地		
保険者番号・名称	印	

## 被扶養者用

◀ (被扶養者)		平成 年 月 日交付
健 康 保 険 被 保 険 者 証		
記号	番号	
氏名	被保険者氏名	
性別	続柄	
生 年 月 日	年 月 日	
事業所所在地		
事業所名称		
保険者所在地		
保険者番号・名称	印	

### 注意事項

- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 保険医療機関等について診療を受けようとするときには、必ずこの証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合はこの証に高齢受給者証を添えて)そのまま渡してください。
- 被保険者の資格が無くなったときは、五日以内にこの証を事業主に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 証の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

備考

- 備考**
- プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
  - 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
  - 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

### 注意事項

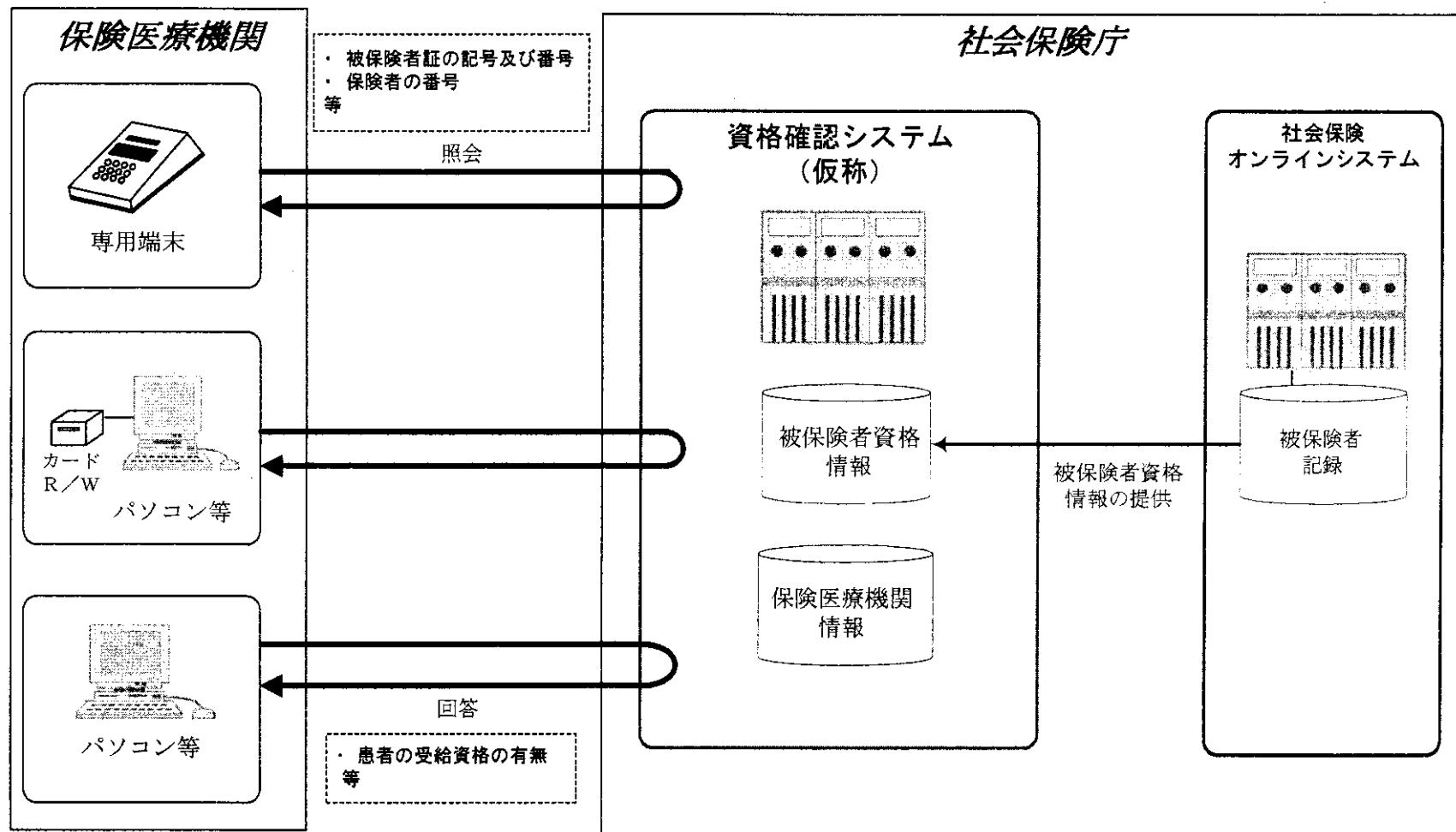
- この証の交付を受けたときには、すぐに住所欄に住所を自署して大切に保管してください。
- 保険医療機関等について診療を受けようとするときには、必ずこの証を(70歳の誕生日の属する月の翌月(誕生日が月の初日である場合はその月)以後の場合はこの証に高齢受給者証を添えて)そのまま渡してください。
- 被保険者の資格が無くなったときは又はその被扶養者でなくなったときは、五日以内にこの証を事業主に返してください。
- 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。
- 証の記載事項に変更があった場合には、すぐに事業主を経由して保険者に差し出して訂正を受けてください。

住所

備考

- 備考**
- プラスチックその他の材料を用い、使用に十分耐えうるものとする。
  - 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。
  - 必要があるときは、横書きの文字を縦書きで表示することその他所要の変更又は調整を加えることができる。

## 資格確認システム（仮称）の基本構成



# 社会保険センター等を活用した健康づくり事業の推進

社会保険庁



各地方社会保険事務局

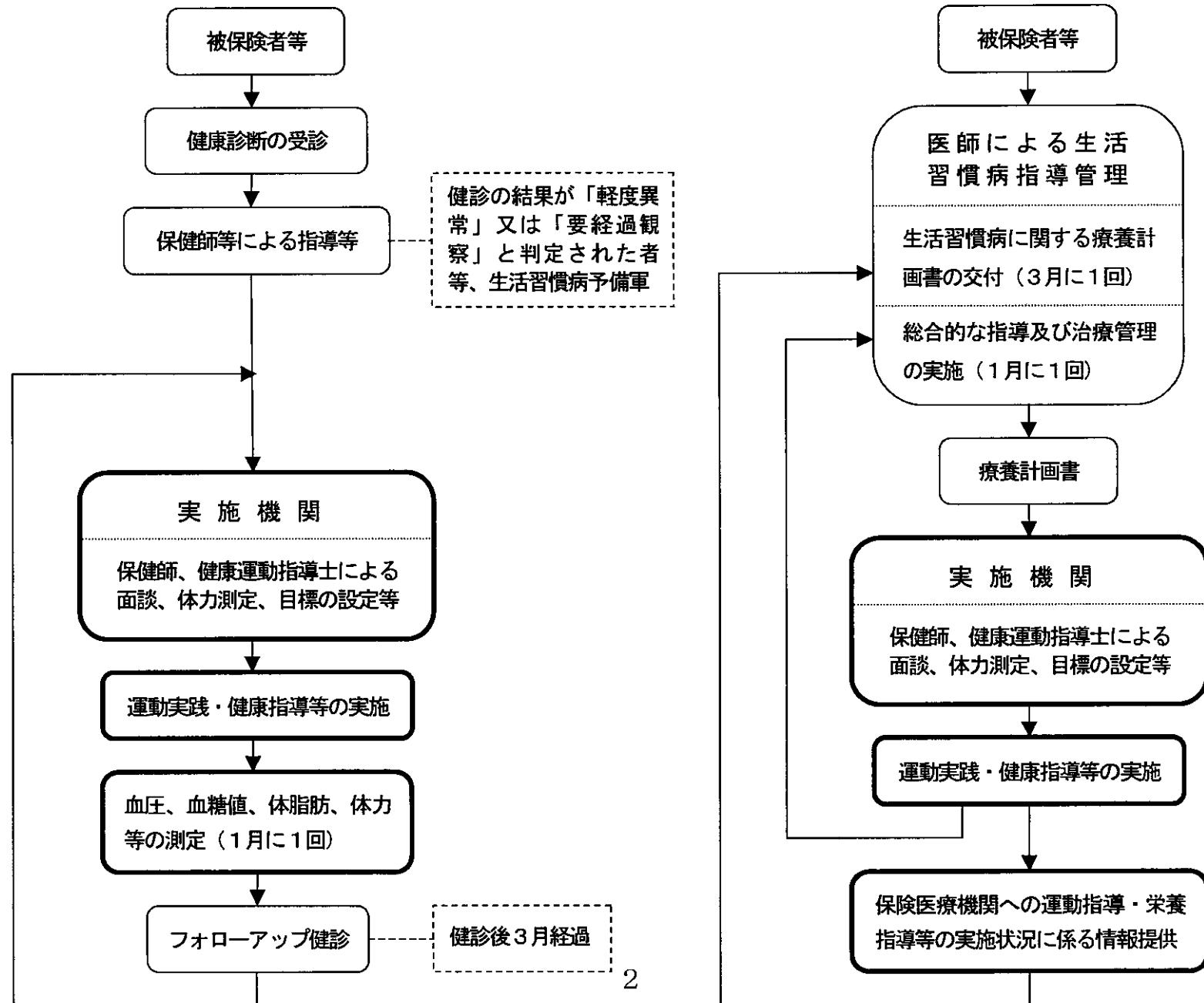


- 学識経験者、被保険者代表、事業主代表、保健医療関係者、地方公共団体関係者等の意見を聴取するため、健康づくり事業推進協議会(仮称)を設置。
- 健康日本21、都道府県健康増進計画等を踏まえ、地域の実情に応じた健康づくり事業の実施に関する計画を策定。

保健師、健康運動指導士等を配置する社会保険センター等

- 生活習慣病予防健診において日常生活に注意を要するものと判定された者や、医師による生活習慣病指導管理(療養計画書の交付等)を受けている者を対象として、保健師による生活習慣改善指導、健康運動指導士による運動指導等を実施。
- 必要に応じて運動療法に関し知見を有する医師(健康スポーツ医等)の助言を得るよう、医療機関と提携。

別添4



## 社会保険庁ホームページを活用した広報

### 1. 趣旨

- 被保険者、事業主等に対する情報提供の充実等を図るため、平成15年2月より、社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) に医療保険制度に関するコーナー (<http://www.sia.go.jp/outline/index.htm>) を整備。

### 2. 内容

- (1) 政府管掌健康保険トピックス(決算、社会保険事業計画等)
- (2) 政府管掌健康保険基礎知識(保険給付等)
- (3) パンフレット(事業主向けの加入勧奨、外国人就労者向けの7カ国語による加入勧奨、高額医療費貸付事業、出産費貸付事業及び生活習慣病予防健診事業)
- (4) 届出・申請の手続(届書・申請書の様式等)
- (5) 統計(適用状況及び給付状況)
- (6) 政府管掌健康保険事業運営懇談会(委員名簿、開催状況、議事資料、議事録等)
- (7) 意見募集